

第十一号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項各号中「公民権行使等休暇」の下に「、不妊治療のための休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（説明）

特別休暇に不妊治療のための休暇を加える必要があるもので、本案を提出いたします。